

地方独立行政法人静岡県立病院機構の 第 1 期中期目標期間業務実績に関する暫定評価結果（案）

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、次のとおり地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）の第 1 期中期目標期間（平成 21 年度～平成 25 年度）の業務実績について暫定評価を行った。

本評価は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 30 条の規定に基づき実施する中期目標期間における業務実績についての評価について、評価結果を第 2 期中期目標へ反映させる観点から、第 1 期中期目標期間の途中において暫定的に実施し、平成 21 年度から平成 24 年度までにおける中期目標の達成状況について調査・分析を行い、総合的な評定を行ったものである。

第 1 評価方法の概要

1 目的

評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。
- (2) 医療の提供等機構の行う業務が、効果的かつ効率的に実施されていること。
- (3) 地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」や「透明性」が確保されていること。また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。
- (4) 県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。

3 評価の着眼点

業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

4 評価方法

暫定評価は、次期中期目標にその結果を反映させるため、当該中期目標期間の途中に行うものであり、機構の当該時点における暫定の業務実績報告書を基に、当該中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行った。